

スポーツ少年団における体罰に関する探索的研究

—不正のトライアングルに基づく考察—

上 野 耕 平

概要

本研究では、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル (Albrecht, 2014)」を援用した上で、スポーツ少年団の指導者を対象として調査を実施し、これまでの体罰経験とスポーツ指導に対する考え方や体罰に対する許容度、指導現場の状況の関係について、探索的に検討することを目的とした。

スポーツ少年団指導者講習会に参加した指導者44名を対象として調査を行った結果、7割を越える指導者が過去5年間に暴力、暴言、威圧、しごきのいずれかの体罰を行った経験があること、また行われた体罰の多くは、保護者ら子ども以外の人物が体罰を確認できる状況で行われていたことが明らかになった。さらに暴言以外の体罰は無資格者よりも有資格者によって行われていたほか、勝利を重視する指導方針が威圧やしごきを助長する一方、楽しさを重視する指導方針は暴力や暴言を低減する関係にあることが示された。本研究の結果、スポーツ少年団においても体罰防止に向けた早急な取り組みが必要であることが示され、スポーツ指導者が体罰に至る心理的メカニズムの解明に焦点を当てた研究と共に、体罰が行われる機会に注目した研究が必要であると考えられた。またその際には、指導者のみならず保護者も含め、少年スポーツに関わるステークホルダー全体を視野に入れる必要があると考えられた。

キーワード：体罰、スポーツ少年団、指導者、不正のトライアングル

問題の所在

大阪府内で2012年に起こった体罰事件以降、体罰に関する研究が盛んに行われている(近藤, 2017)。そして2020年に東京オリンピックの開催を控えるなか、運動部活動や日本代表チームでの体罰やセクシャルハラスメントなどの問題が次々に明るみに出たことにより、スポーツに求められるインテグリティの観点からも、早急な対策が求められる状況にある(友

添, 2015)。

これまで体罰に関する研究が行われてこなかったわけではない。例えば、阿江(2000)は女子大学生を対象とした調査を行い、対象者の37%が中学・高校における運動部活動において暴力的指導を受けたことがあると回答したほか、40%を越える学生が指導者の暴力を容認すると回答したことを明らかにしている。また高橋・久米田(2008)も大学生を対象とする回顧

的調査の結果、中学・高校における運動部活動経験者の内、約25%の学生が体罰を経験していたこと、そして体罰を経験したことのない学生と比較して体罰を経験した学生の方が体罰を肯定的に捉える傾向があることを報告している。これら体罰を受けた側である学生を対象とした調査からは、スポーツ指導の現場で行われてきた体罰の概要を把握することができる。

他方、藤田ら(2016)は教員免許状更新講習会に参加した学校教員の内、保健体育の教員免許状を有する338名を対象に調査を行った結果、約29%の教員が体罰経験があると回答し、その多くが部活動中に行われていたことを報告している。このほか指導者を対象とした研究としては、豊田(2015, 2016, 2019)がかつて体罰を行った指導者及び体罰を受けた運動部員に対する半構造化インタビューを行った結果に基づき、体罰・暴力的な指導を生み出すメカニズムについて報告しているが、プライバシーへの配慮から詳細については明らかにされていない。運動部員数との比較では指導者の数は圧倒的に小数であり、一度に多数の指導者に調査をすることは簡単ではない。また、体罰をしたことが公表されている指導者にインタビュー調査をするに至っては、一般的にはほとんど不可能である。こうした背景から、指導者自身を対象とした研究はほとんど行われていない。しかし、スポーツ指導者による体罰の抑止を目的として、指導者が体罰を行うに至る心理的メカニズムや状況を明らかにする上では、やはり指導者を対象とした研究が必要であると言える。

一方で、指導者による体罰やハラスメントが一気に社会問題化したこともあり、指導者による体罰がなぜ行われ続けるのか、つまり指導者が体罰に至る動機の解明や体罰がなくなる理由の説明を試みる研究(例えば、松田, 2015, 2016; 大峰, 2016)に偏る傾向にあることも否めない。指導者が体罰に至るメカニズムを解明する研究はもちろん重要であるが、体罰が行われる現場を俯瞰的に眺めるならば、そこには指導者と当事者となる児童や生徒のほか、彼らの保護者を中心とする関係者が存在するは

ずである。従って体罰を指導者個人だけの問題に帰せるのではなく、体罰が行われる状況に注目した研究もまた必要であると考えられる。そして体罰が暴力を含む犯罪行為であるとの認識に立つならば、犯罪行為の実行に関する先行研究のモデルを援用することにより、体罰の撲滅に向けて必要とされる研究を明らかにできると考えられた。

そこで本研究では、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル(Albrecht, 2014)」を援用し、スポーツ指導者が体罰に至る状況について検討する(図1)。不正のトライアングルはCressey(1953)による横領犯罪の生起過程に関する社会心理学的研究をもとに、Albrecht(2014)が不正に個人が手を染める要素として「認知されたプレッシャー(動機)」、「認知された機会」、「正当化」の3つの要素を提示したことに由来する。本モデルの特徴は、不正の原因を個人のみを求めるのではなく、それを可能にする状況に焦点を当てているところにある。例えば、指導者が周囲から勝利に対するプレッシャーを感じるなかで、体罰が生徒のためになる(正当化)と考えていたとしても、マスコミが取材に来ている前で体罰を行う指導者はいないだろう。Felson(2002)は犯罪学の視点から、日常生活における犯罪を抑止する上では、個人のモラルに頼るよりも犯罪が起らないような状況を予防的につくり出すことの方が効果的であるとしている。

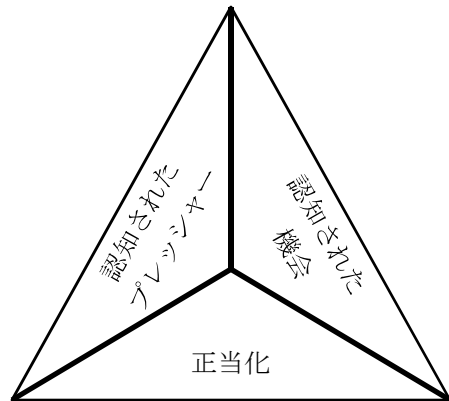


図1 不正のトライアングル(Albrecht, 2014)

以上のように、不正のトライアングルを援用すれば、体罰が頻発する現在のスポーツ指導場面には、指導者側の問題もさることながら、指導者が体罰をしても許されると認知するに至る状況が存在すると考えられる。しかしこれまで指導者を対象とした研究自体が少なく、指導者の指導方針や指導状況と体罰との関係について検討した研究は見当たらない。そこで本研究では、スポーツ少年団の指導者を対象として調査を実施し、これまでの体罰経験とスポーツ指導に対する考え方や体罰に対する許容度、指導現場の状況（機会）の関係について探索的に検討することを目的とする。

方法

1) 調査対象者

A市で開催されたスポーツ少年団指導者講習会に参加した指導者44名（男性：42名、女性2名、平均年齢：48.09歳、指導経験年数：13.07年）から有効回答を得た。指導者らがスポーツ少年団で主として指導している種目は、野球、サッカー、剣道など全部で7種目であった。また指導者の内、競技団体もしくはスポーツ協会などによって認定される指導者資格の有資格者は32名であった。

全国大学体育連合（2014）が全国の大学・短期大学生を対象に行った調査結果から、体罰を受けた学校期として、中学校59.1%、高校54.0%、小学校28.7%、大学5.8%の順であったことが明らかにされている。また、例年著者のもとにスポーツ少年団の指導者を対象とした講習会の依頼が多いこと、児童期における体罰も大きな問題となっていることから（神奈川県バスケットボール協会、2018）、本研究ではスポーツ少年団の指導者を調査対象者とした。

2) 手続き

下記の質問から構成される調査用紙を作成した上で、講習会開始前の時間を利用して配布・実施された。また調査への回答は義務ではなく途中でも辞められることを口頭で説明した。調査は無記名で行われた。

3) 調査内容

本調査はスポーツ少年団での体罰について探索的に調査することを目的として実施された。調査内容は、1) 指導者のスポーツ指導に対する考え方及び体罰に対する許容度、2) 過去5年以内の体罰経験から構成された。

指導者のスポーツ指導に対する考え方及び体罰に対する許容度 日本スポーツ協会ほか（2019）が示すスポーツ指導者の役割は、「スポーツの楽しさを教える」、「自己責任やフェアプレーの精神、社会生活でのマナーを指導する」、「専門的な指導を行う」ことに大きく分類される。一方指導者の心構えとして、スポーツ指導者が勝利に拘り過ぎることで、自分の考えや理想を子どもに押しつけないよう説いている（清水、2019）。従って本研究では指導者のスポーツ指導に対する考え方として「スポーツの楽しさ」、「人間的成長」、「技術・戦術の指導」、「勝利の大切さ」の4つの観点を取り上げ、それぞれの重要度について問う質問から構成された。各項目への回答は「1）まったくあてはまらない」から「4）とてもよくあてはまる」までの4件法により実施し、分析には各項目への回答を得点としてそのまま用いた。

また体罰に対する許容度を確認する目的で、「多少の体罰は必要である」という質問項目が設定された。本項目は多少であれば体罰は問題ないとして、体罰の正当化を示すものでもあると考えられた。各項目への回答及び分析は上記と同様の手続きにより行われた。

過去5年以内の体罰経験 体罰が問題視されることのなかった過去ではなく、2012年に日本体育協会、日本オリンピック委員会ほかにより連名で行われた体罰根絶宣言以降であって、比較的記憶が残る過去5年以内の体罰経験の頻度について質問した。従って本調査結果は、体罰は根絶すべきであるという方針がスポーツ指導者の間に十分広まっている状況における体罰経験を表していると考えられる。なお、上述した体罰根絶宣言をもとに作成された運動部活動ガイドライン（文部科学省、2013）において体罰として考えられている、「暴力」、「暴言」、「威

「セクハラ」の内、セクハラを除く4項目を質問項目として用いた。各項目への回答は「1)まったくない」から「4)よく行った」までの4件法により実施し、分析に応じて、各カテゴリーの実数を計算する方法か、各項目への回答を得点として用いる方法を選択した。また体罰経験がある指導者については、「第三者がいる状況での体罰経験」及び、「第三者がいない状況での体罰経験」についても上記と同じ4件法により回答を求め、分析も同様に行った。

結果

1) 指導者の体罰経験と体罰に対する許容度
指導者の体罰経験に関する回答結果を図2から図4に示した。過去5年間に暴力、暴言、威圧、しごきのいずれかの体罰を行った経験が

少しでもあった指導者は31名(70.45%)、一度も行った経験のない指導者は13名(29.54%)であった。体罰の項目別の結果をもとに「まったくない」と回答した指導者を抽出したところ、暴力31名(70.45%)、暴言21名(47.72%)、威圧34名(77.27%)しごき31名(70.45%)となり、暴言以外の体罰行為に関しては70%を超える指導者が全く行っていないという結果が得られた。続いて体罰を行った状況については、保護者ら子ども以外の人物が体罰を確認できる状況において体罰を行ったことのある指導者は18名(58.06%)であった。一方で、本人と指導者しかいない状況で体罰を行ったことのある指導者は3名(9.68%)に止まっていた。

次に、指導者の体罰に対する許容度を図5に示した。「多少の体罰は許される」という項目への回答に対して、全く当てはまらないと回

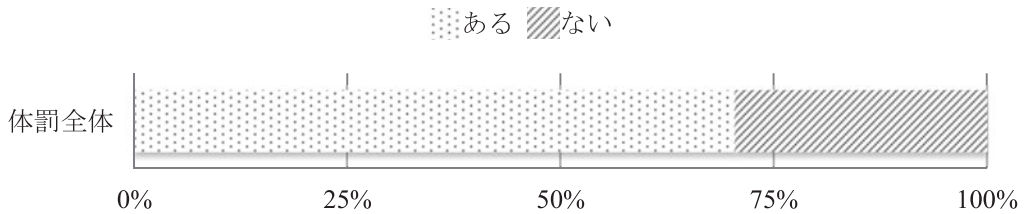


図2 過去5年間のスポーツ指導者による体罰経験

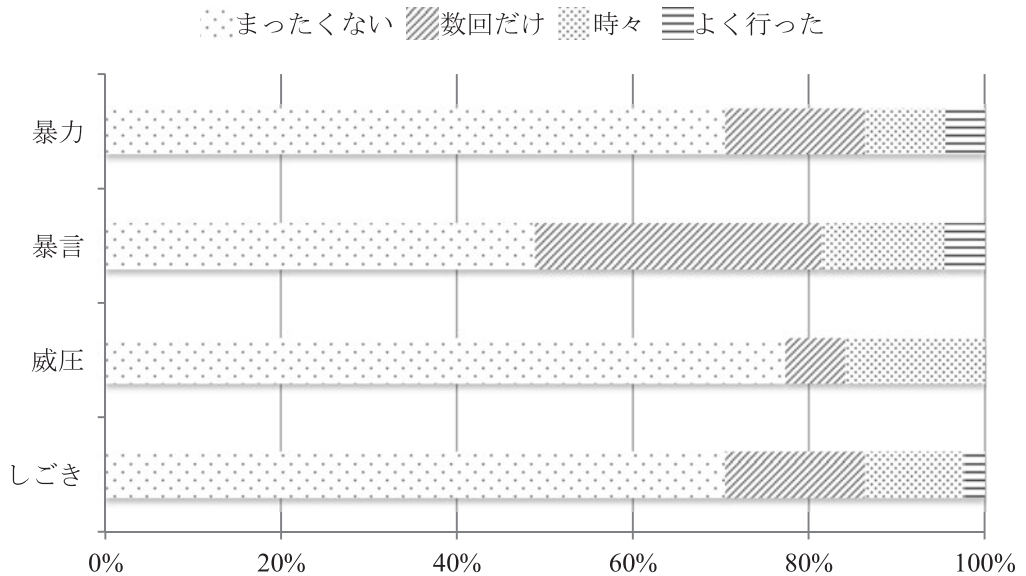


図3 過去5年間のスポーツ指導者による体罰の項目別の経験

答した指導者は19名(43.18%), どちらかと言えばあてはまらないと回答した指導者は15名(34.09%), どちらかと言えばあてはまると回答した指導者は9名(20.45%), とてもよくあてはまると回答した指導者は1名(2.27%)であり, 75%を越える指導者が多少の体罰であっても許されないと考えていることを示す結果が得られた。

2) 指導者の属性と体罰経験及び体罰に対する許容度の関係

指導者の資格の有無を独立変数, 体罰の項目別の得点を従属変数として*t*検定を行った。その結果, 暴力($t(41.19)=3.91, p<.01$, 以下, 全て両側検定), 暴言($t(41)=1.98, p=.05$), 威圧($t(31.00)=3.57, p<.01$), しごき($t(41.71)=2.91, p<.01$)となり, 暴言を除く項目において差が有意であり, 指導者資格を有する指導者の方が資格を持たない指導者よりも体罰を行う頻度が高かったことが明らかになった。また指導者の資格の有無を独立変数, 体罰に対する許

容度の得点を従属変数として*t*検定を行った結果, 指導者資格の有無による有意差は認められず($t(42)=2.00, p=.05$: 両側検定), 指導者資格を有する指導者とそうではない指導者との間に体罰に対する許容度に差がないことを示す結果が得られた(表1)。

次に, 指導者の年齢, 指導年数及び体罰に対する許容度と体罰の項目別得点の関係についてピアソンの積率相関係数を算出した。その結果, 表2に示すとおり指導者の年齢及び指導年数と体罰経験の間には有意な相関関係は認められなかった一方, 体罰に対する許容度と体罰経験の間には有意な正の相関関係が認められ, 体罰に対する許容度が高いほど体罰経験があることを示す結果が得られた。

3) 指導者のスポーツ指導に対する考え方と体罰経験の関係

指導者のスポーツ指導に対する考え方(勝利重視, 人間的成長重視, 楽しさ重視, 技術・戦術重視)を予測変数, 体罰経験(暴力, 暴

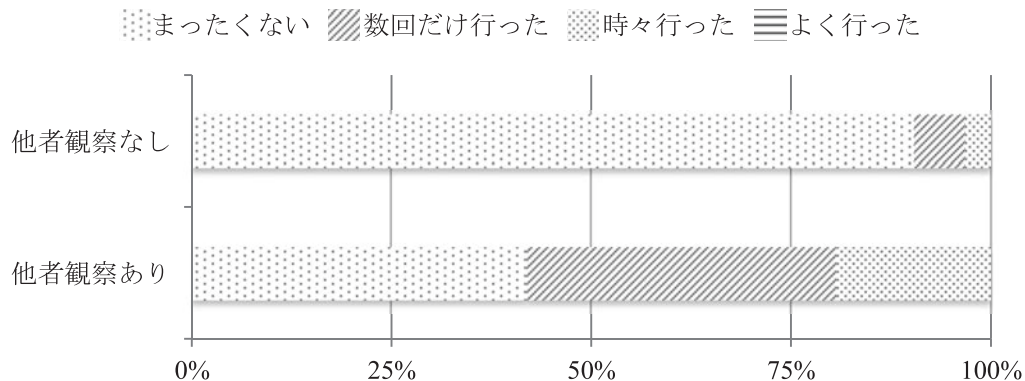


図4 スポーツ指導者による体罰が行われた状況

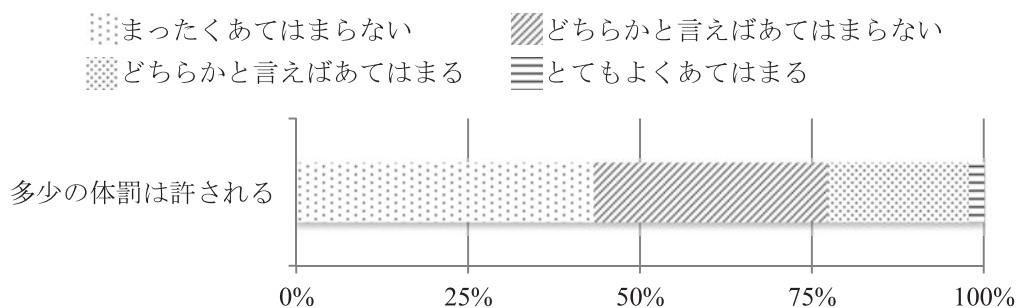


図5 スポーツ指導者の体罰に対する許容度

言, 威圧, しごき)をそれぞれ説明変数として, ステップワイズ法(増加法)による重回帰分析を行った。その結果, いずれもステップは1回で終了し, 暴力 ($F(1,42)=7.71, p<.01, adjustedR^2=.14$)及び暴言 ($F(1,41)=7.82, p<.01, adjustedR^2=.14$)に関しては楽しさ重視(暴力: $\beta=-.39, p<.01$, 暴言: $\beta=-.40, p<.01$)が, 威圧 ($F(1,42)=4.28, p<.05, adjustedR^2=.07$)及びしごき ($F(1,42)=10.06, p<.01, adjustedR^2=.17$)に関しては勝利重視(威圧: $\beta=.30, p<.05$, しごき: $\beta=.44, p<.01$)がそれぞれ影響を及ぼすことを示す結果が得られ, 楽しさを重視する指導者は暴力や暴言が少ない傾向にあるほか, 勝利を重視する指導者は威圧やしごきを行う傾向が認められた。

表1 資格の有無別による体罰経験及び体罰許容度

	資格あり (32名)		資格なし (12名)		t値	d
	Mean	SD	Mean	SD		
暴力	1.63	.94	1.08	.29	3.91**	.52
暴言	1.90	.94	1.33	.49	1.98	.30
威圧	1.53	.84	1.00	.00	3.57**	.54
しごき	1.59	.87	1.08	.29	2.91**	.41
体罰許容度	1.97	.86	1.42	.67	2.00	.30

暴言のみ資格あり31名 ** $p < .01$ (両側検定)

表2 指導者の年齢及び指導年数と体罰経験の関係

	年齢	指導年数	体罰に対する許容度	r	
暴力	.19	.25	.51**		
暴言	.20	.18	.64**		
威圧	.17	.18	.55**		
しごき	.04	.07	.55**		

暴言のみ43名 ** $p < .01$

考察

1) スポーツ指導者による体罰の現状

スポーツ指導者の体罰経験に関する回答結果から, 調査対象となった44名の内70%を越える31名の指導者が過去5年間に何らかの体罰を行ったことがあることが明らかになった。藤田ら(2016)は保健体育の教員免許状を有する338名の教員を対象として行った調査の結果, 学校現場において体罰・暴力・ハラスメントなどの行為を実際に行ったことがあると回答した教員は29.3%であったと報告している。藤田ら(2016)による調査結果は約3割の学校教員に体罰経験があったことを示していたが, 今回の調査結果を通じて, スポーツ少年団の指導者では体罰経験者の割合は7割を越えることが明らかになった。スポーツ指導者の多くは学校教員とは異なり, 必ずしも指導に関する資格を持ち合わせている必要はない。また指導者の多くは無償で指導に関わっており, 体罰が発覚することによって指導者としての役割を免ぜられることはあっても, 普段の生活に影響が及ぶことはほとんどない。体罰の根絶が叫ばれている現在であっても, 指導現場では未だに体罰に頼った指導方法が残されていると言える。

次に体罰の内容別に頻度を比較した結果からは, 暴言以外の体罰では70%以上の指導者が全く行っていないと回答しているほか, よく行ったとの回答は全ての体罰で5%未満であることから, 暴力や威圧, しごきを行う指導者は限定され, 基本的には特定の指導者が繰り返し行っていると考えられる。一方で, 暴言に関しては過半数の指導者が行ったことがあると回答しており, 他の体罰とは異なる様相が認められる。言葉は瞬間的に発せられるほか, 暴力や威圧, しごきのように具体的な形跡が確認されにくいことから, 暴言の実数は体罰として調査結果に反映される数を大きく上回ると予想される。神奈川県バスケットボール協会(2018)による体罰等不適切な指導に関するアンケート結果からは, 保護者から協会に寄せられた意見の多くは指導者による暴言に対するものであることが理解できる。そしてアンケート結果には暴言が体

罰の一つであることを再認識させられるような発言も少なくない。子どもが受ける心理的ダメージを考えるならば、身体的ダメージを与える暴力による体罰だけでなく、暴言も含めた対応が早急に求められる。

2) 体罰を行ったことのあるスポーツ指導者の特徴

体罰を行ったことのあるスポーツ指導者の特徴として、体罰に対する許容度が高いことが挙げられる。学校における教育活動である運動部活動とは異なり、教員ではないスポーツ指導者には懲戒権は認められておらず、スポーツ指導状況において子どもに体罰を与えることはそもそもできない。しかしこれまでの歴史のなかで、我が国におけるスポーツ指導の現場で体罰が見過ごされてきたことは事実である。阿江(2000)は女子体育大学生を対象とした調査の結果、体罰を経験した群の学生は経験していない学生と比較して、様々な条件下における暴力を許容する傾向があるほか、将来のスポーツ指導場面において暴力を用いる可能性が高いことを示す結果を提示している。つまり指導者による体罰を受容しつつスポーツ活動を継続した選手が、指導者として自らの経験に基づいて指導を行った結果、体罰が再生産されてきたと予想される。

そうした現状に対して、自らの経験だけに基づくのではなく新しい知識や考え方を取り入れ、スポーツ指導者が体罰に頼らずに指導できる環境を整えるための制度が指導者資格制度であった。しかし本結果は暴言を除く体罰の項目において、指導者資格の保有者の方が資格を持たない非保有者よりも体罰を行う頻度が高かったことを示していた。加えて、体罰の許容度についても指導者資格の保有者と非保有者の間に差は認められなかった。指導者資格は日本スポーツ協会による公認指導者資格のほかに、サッカーのように競技団体によって付与される指導者資格が存在するが、どちらの資格制度においても体罰については明確に否定されている。本結果は、指導者資格の取得・更新時に実施される講習会を受講しても体罰は防げないこ

とを示しており、講習会の内容の改善が求められると共に、その限界を示しているとも考えられた。

また指導年数や指導者の年齢と体罰の各項目との間に相関関係は認められず、指導年数が少ない指導者が競技能力の向上に即効性がある(永井, 2013)とされる体罰に走ったことを推測させる結果も、体罰が公然と行われていた頃に選手として育ったであろう年齢の指導者が体罰を行ったことを予想させる結果もなかった。石井(2013)はスポーツ指導において体罰や暴力が生じる背景として指導者自身の経験不足や指導力不足を挙げている。本結果は、例え指導経験が長かったとしても指導力は向上していない指導者や、自身が体罰による指導を受けた世代であるからこそ体罰を忌む指導者が混在していることを示している。体罰を防止する上では、指導者が指導するなかで経験する中身との関係について、より詳細に検討する必要があるだろう。

他方、体罰の項目によって差異は認められるものの、指導者のスポーツ指導に対する考え方と体罰の間に関係性が認められ、スポーツの楽しさを重視した指導を行う指導者は暴力や暴言が少ない傾向にあるほか、勝利を重視する指導者は威圧やしごきを行う傾向が認められた。スポーツは勝利を目指すものであり、勝利を否定することはスポーツを否定することになる。関根(2013)は、勝利そのものを求める「勝利の追求」とスポーツ以外の価値を手に入れるために勝利を目指す「勝利至上主義」を区別した上で、短期的な成果を求められ手段を選ばずに結果を出そうとするなかで勝利至上主義が生まれ、体罰の温床となると指摘している。本結果において、勝利重視と暴力及び暴言との間に関係性が認められなかったのは、勝利重視のなかに「勝利の追求」を目指す指導者が含まれていたために、暴力及び暴言との結びつきが薄まった一方、勝利を追求する気持ちがしごきや威圧として誤って表現されたのではないかと考えられた。「スポーツの楽しさ」については、スポーツ少年団の指導者を対象とした講習会において

スポーツ指導者に求められる心構えとして示され、スポーツ指導者が自らモデルとなってその楽しさを表現するよう期待されている(日本スポーツ協会ほか, 2019)。本結果はスポーツの楽しさを重視する指導においては、暴力や暴言などの体罰は起こりづらいことを示していると考えられた。

3) スポーツ指導における体罰の機会

問題の所在で触れたように、本研究ではスポーツ指導者による体罰は犯罪行為であるとの認識に立ち、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル」をモデルとして援用した。そこでは不正行為に至る要素の一つとして、認知された不正の「機会」が挙げられ、不正が露見するような状況をつくり、不正ができる機会自体を減少させることにより不正が減らせるとされていた。しかし本研究の結果、スポーツ指導者による体罰が子どもと指導者だけの密室で行われるのではなく、子ども以外の他者、即ち多くの場合子どもらの保護者が現場にいる状況で行われていたことが明らかになった。つまり、体罰を行った指導者は子ども以外の他者の存在を気にせず体罰を働いていたと考えられる。

実際に、犯罪の一つである万引きの防止においては、防犯カメラや保安要員の配置などにより、万引きされやすい死角となる場所を少なくすることが重要であるとされている(大久保, 2013)。また内田(2019)は昨今の嫌韓報道について「大義名分」と「処罰されない」という条件が整えば、平気で他者を貶める人間が一定数存在するとして、法律や世間の目などの重要性を指摘している。スポーツ指導場面においては、本来であれば保護者の存在は、保安要員や世間の目として、体罰の抑止において重要な役割を果たすはずである。その保護者の目を気にせず体罰が行われた背景として、保護者が体罰を告発できない状況が生じていたか、体罰を上回る利益を保護者がスポーツ指導者に求めている可能性がある。前者の例としては、子どもと保護者がスポーツ指導者を告発したとしても周囲の同意を得られる立場にない場合である。例

えば、子どもの競技能力が低い、または素行が悪いなどにより、体罰を被害者個人の責任に帰せられる場合が想定される。後者の例としては、他の指導者と比較して子どもの競技能力を伸ばす指導力が高い、勝たせてくれる指導者であるなどの場合である。

こうした状況では、指導者が体罰に至る動機を解明する研究を行ったとしても、体罰の抑止には繋がらない可能性がある。体罰の抑止には指導者のみならず、子どもやその保護者を中心としつつ、少年スポーツに関わるステークホルダー全体を含めて対策を練る必要があると考えられた。

まとめ

本研究では、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル(Albrecht, 2014)」を援用した上で、スポーツ少年団の指導者を対象として調査を実施し、これまでの体罰経験とスポーツ指導に対する考え方や体罰に対する許容度、指導現場の状況(機会)の関係について、探索的に検討することを目的とした。

その結果、7割を越える指導者が過去5年間に暴力、暴言、威圧、しごきのいずれかの体罰を行っていたこと、なかでも暴言については半数以上の指導者に経験がある一方で、7割を越える指導者が多少の体罰でも許されないと考えていること、また行われた体罰の多くは保護者ら子ども以外の人物が体罰を確認できる状況で行われていたことが明らかになった。さらに暴言以外の体罰は無資格者よりも有資格者によって多く行われていた一方、指導年数や指導者の年齢は体罰経験と関係がなかったこと、勝利を重視する指導方針が威圧やしごきを助長し、楽しさを重視する指導方針は暴力や暴言を低減する関係にあることが示された。

本研究の結果、スポーツ少年団においても体罰防止に向けた早急な取り組みが必要であることが示され、スポーツ指導者が体罰に至る心理的メカニズムの解明に焦点を当てた研究と共に、体罰が行われる機会に注目した研究が必要

であると考えられた。またその際には、指導者のみならず保護者も含め、少年スポーツに関わるステークホルダー全体を視野に入れる必要があると考えられた。

なお本結果については、ある一つの自治体で活動するスポーツ少年団を対象として実施された講習会の参加者を対象としたものであり、その解釈には自ずと限界がある。本結果が現在の少年スポーツの実態を表したものであることを確認するためにも、より多くの指導者を対象とした追加調査を待つ必要がある。

文献

- 阿江美恵子(2000)運動部指導者の暴力的行動の影響：社会的影響過程の視点から。体育学研究, 45: 89-103.
- Albrecht, W. S. (2014) Iconic fraud triangle endures: Metaphor diagram helps everybody understand fraud. *Fraud Magazine*, July/August: 1-7.
- Cressy, D. R. (1953) Other people's money: A study in the social psychology of embezzlement. The Free Press.
- Felson, M. (2002) *Crime and everyday life* (3rd ed.). Pine Forge, Inc.
- 守山正(監訳)(2005)日常生活の犯罪学。日本評論社。
- 藤田主一・市川優一郎・福場久美子(2016)学校現場における保健体育教員の体罰に関する態度の研究。応用心理学研究, 41: 290-298.
- 石井源信(2013)スポーツ指導者が目指す競技力向上と指導上の問題点。第40回日本スポーツ心理学会学会企画ラウンドテーブルディスカッション「暴力・体罰の心理的背景を考える」発表資料, 1-12.
- 神奈川県バスケットボール協会(2018)体罰等不適切な指導に関するアンケート2018年度結果について。https://www.kanagawabk.or.jp/news/121318.html(参照日:2019年11月28日)
- 近藤龍彰(2017)体罰研究の近年の動向。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要教育実践研究, 12: 1-6.
- 松田太希(2016)運動部活動における体罰の意味論。体育学研究, 61: 407-420.
- 松田太希(2015)スポーツ集団における体罰温存の心的メカニズム—S.フロイトの集団心理学への注目から—。体育・スポーツ哲学研究, 37(2): 85-98.
- 文部科学省(2013)運動部活動での指導のガイドライン。http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm(参照日:2019年11月28日)
- 永井洋一(2013)暴力的な指導は競技力を高めない。体育科教育, 61(11): 42-49.
- 日本スポーツ協会・佐々木秀幸・勝田隆・清水隆一・友添秀則(2019)スポーツ指導者とは。日本スポーツ協会日本スポーツ少年団編 スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト, pp.34-39.
- 大久保智生(2013)香川県における万引き防止対策に関する一考察—個人の規範意識の醸成から社会全体での万引き防止へ—。心理科学, 34(1): 39-52.
- 大峰光博(2016)運動部活動における生徒の体罰受容の問題性：エーリッヒ・フロムの権威論を手掛かりとして。体育学研究, 61: 629-637.
- 関根雅美(2013)体罰の温床。勝利至上主義とフェアプレイの狭間。体育科教育, 61(11): 38-41.
- 清水隆一(2019)指導者の心構え・視点。日本スポーツ協会日本スポーツ少年団編 スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト, pp.43-48.
- 高橋豪人・久米田恵(2008)学校運動部活動における体罰に関する調査研究。教育実践総合センター研究紀要, 17: 161-170.
- 友添秀則(2015)スポーツの正義を保つために—スポーツのインテグリティを求めて—。現代スポーツ評論, 32: 8-17.
- 豊田則成(2019)スポーツ指導場面における体罰・暴力に関する認識のズレ—冒した側と受けた側への質的アプローチ—。日本スポーツ心理学会第46回大会研究発表抄録集, 42-43.
- 豊田則成(2016)体罰・暴力的指導を生み出していく心理的メカニズムの検討—スポーツ指導者への集中的なインタビューから—。日本スポーツ心理学会第43回大会研究発表抄録集, 204-205.
- 豊田則成(2015)体罰・暴力なき指導を実現するために：課題1：指導環境の整備を妨げるもの。体育学研究, 60(report): 1-5.
- 内田樹(2019)嫌韓報道に潜む「ふつうの人々」の邪悪な衝動。潮, 729: 48-55.
- 全国大学体育連合(2014)運動部活動等における体罰・

暴力に関する調査報告書.

<http://daitairen.or.jp/?p=6448> (参照日：2019年11月28
日)